

リコービジネス行動規範

1993年に、リコーの企業姿勢と、社員一人ひとりの心がけるべき行動・心がまえを示した「リコービジネス行動規範」が定められました。このなかには「社会に貢献する活動の支援」「地球環境の尊重」「基本的人権

の尊重」「個を活かす職場環境の提供」など、社会貢献や環境保全、労働安全衛生に関するコミットメントが述べられています。また、リコーグループ各社は、本規範に準じた規範を別途策定し、運用しています。

1. リコーの基本姿勢

- (1) 健全な企業活動の展開
 - 1 安定的な成長、発展を目指す。
 - 2 社会の規範、正常な商習慣に従う。
- (2) 社会との相互理解の増進
 - 1 世界の文化、慣習を尊重する。
 - 2 積極的な広報活動を行う。
- (3) 社会に貢献する活動の支援
 - 1 地域社会に寄与する社会貢献活動を実践する。
 - 2 社会貢献活動を重んずる企業風土を醸成する。
- (4) 地球環境の尊重
 - 1 環境問題に積極的に取り組む。
 - 2 環境保全に配慮したもののづくりを指向する。
 - 3 公害防止、省エネルギーに配慮する。
 - 4 製品の再資源化に注力する。
 - 5 良好な環境の維持向上に努める。

2. リコーの社員に対する基本的な考え方

- (1) 社員に対する期待
 - 1 法令に従い行動する。
 - 2 社会人としての自覚を持つ。
 - 3 企業人としての自覚を持つ。
 - 4 お客様の満足度向上をはかる。
 - 5 自ら行動し、自ら創り出す。
 - 6 相手の立場にたって考え、行動する。
 - 7 会社の発展と個人の幸福の一致をはかる。
- (2) 基本的人権の尊重
 - 1 一切の差別を排除する。
 - 2 個人のプライバシーを保護する。
- (3) 個を活かす職場環境の提供
 - 1 自己実現のための機会を提供する。
 - 2 専門性を大切にする。
 - 3 客観的、公正な人事評価を行う。
 - 4 働きやすい環境づくりに努める。

3. 公正な企業活動のための指針

- (1) 独占禁止法の遵守
 - 1 自由な企業活動を相互に制限する話し合い、協定を行わない。
 - 2 取引上の立場を利用しない。
 - 3 不適切な表示や、過大な景品や賞金の提供を行わない。
- (2) 輸出関連法規の遵守
 - 1 事前確認を行う。
 - 2 慎重な判断を行う。
 - 3 文書による確認を行う。
- (3) 接待、贈答などの取り扱い
 - 1 一般的なビジネス慣習に従う。
 - 2 公的機関の職員(含元職員)に対し、接待、贈答を行わない。
- (4) 公的機関との取り引きおよび政治献金の取り扱い
 - 1 厳正な対応を行う。
 - 2 不法な政治献金を行わない。

4. 企業情報の保護のための指針

- (1) 企業秘密の取り扱い
 - 1 管理ルールを守る。
 - 2 権限に従い開示を行う。
 - 3 私的利用を行わない。
 - 4 不正な手段によって取得しない。

企業秘密とは、正常な企業活動において、創出され、取得される財産的価値を有する情報をいいます。この指針では、自社の企業秘密だけでなく第三者の企業秘密も含まれます。
- (2) インサイダー情報の取り扱い
 - 1 第三者に口外しない。
 - 2 私的利用を行わない。

インサイダー情報とは、まだ公表されていない増減資、新製品、業務提携などに関する情報などの重要な内部情報をいいます。
- (3) 知的財産の取り扱い
 - 1 速やかな届け出を行う。
 - 2 第三者の知的財産を尊重する。
 - 3 開示手続きを守る。

知的財産とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、回路配置利用権、トレードシークレットなどをいいます。

1993年4月1日制定 1995年12月1日改定
以上は、項目のみの抜粋です。